

入札説明書に関する質問への回答

令和7年3月7日までに受け付けた質問に対して回答します。

N o .	ページ	章	番号	項（ ）	大項目 ｶｷｶ	小項目 (ｶｷｶ)	大項目 ﾛｰﾏ字	その他	質 問	回 答
001	008	第 4	2	(3)	カ				一般競争入札参加要件確認基準日 から起算して過去 15 年間に、軟弱地盤処理工事（請負金額 1 0 億円（消費税及び地方消費税 相当額を含む。以上 ）の 土木一式工事の元請（共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。）としての施工実績を有する者であること。 以上について、 1.軟弱地盤処理工事を主とする10億円以上の工事でない認められないのか。 2.または10億円以上の土木工事の中で軟弱地盤処理工事が含まれていれば認められるのか。 その場合、軟弱地盤処理工事が10億円以上であることの証明が必要か。 ご教示よろしくお願いいたします。	1 件の工事の中に工種がいくつかあり、その中に軟弱地盤処理工事が含まれている場合、軟弱地盤処理工事に係る請負金額が10億円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上のものと解釈してください。また、契約書、設計図書、発注者の証明等の添付をお願いします。 なお、資料については、最終変更契約時のものを添付するようお願いします。
002	009	第 4	2	(3)	キ	(イ)			カ に規定する要件を満たす工事に従事した経験（当該工事の工期の 2 分の 1 以上を占め、カ に規定する内容を施工する期間に従事した経験に限る。） 上記（質問No.1）について、 上記2.で質問した「10億円以上の軟弱地盤処理工事が含まれる土木工事」が認められる場合、工事工程表と従事した期間を明示することで従事経験を証明できると考えてよろしいでしょうか。 ご教示よろしくお願いいたします。	御理解のとおりです。
003	008	第 4	2	(3)	カ				施工実績として「軟弱地盤処理工事（請負金額 1 0 億円（消費税及び地方消費税 相当額を含む。以上 ）の 土木一式工事」とありますが、これは以下の①から⑤のどの解釈が正しいでしょうか。ご教示下さい。 ① 1 件の工事において、工種が軟弱地盤処理工事のみ、且つ、請負金額が10億円以上のもの ② 1 件の工事において、工種がいくつかある中で軟弱地盤処理工事が主たる工種であり、且つ、軟弱地盤処理工事に係る請負金額が10億円以上のもの ③ 1 件の工事において、工種がいくつかある中で軟弱地盤処理工事が主たる工種であり、且つ、工事全体の請負金額が10億円以上のもの ④ 1 件の工事において、工種がいくつかある中に軟弱地盤処理工事が含まれており、且つ、軟弱地盤処理工事に係る請負金額が10億円以上のもの ⑤ 1 件の工事において、工種がいくつかある中に軟弱地盤処理工事が含まれており、且つ、工事全体の請負金額が10億円以上のもの	①②④と解釈してください。 なお、④が①と②を包含しているので、一つだけ選ぶのであれば、④になります。
004	008	第 4	2	(3)	カ				上記質問NO.3で②③④の回答である場合、内容の証明のためには工事費内訳書等を添付すればよろしいでしょうか。ご教示下さい。	様式6-3のとおり、契約書、設計図書、発注者の証明等が必要ですが、それでも不明な場合、10億円以上であることが客観的に判断できる資料（発注者の金入り設計書、下請け契約書等）の添付をお願いします。 なお、資料については、最終変更契約時のものを添付するようお願いします。
005	009	第 4	2	(3)	コ				主任技術者の専任期間は、開札日からでしょうか？ 契約日からでしょうか？	監理技術者又は主任技術者の専任期間は、工事の着工日から工事の竣工日までの期間になります。また、工事の着工日から工事の竣工日まで監理技術者又は主任技術者を置く旨を設計図書に記載してください。
006	009	第 4	2	(3)	コ				主任技術者は、「設計の期間中」も専任が必要でしょうか？	必要ありません。
007	007	第 4	2	(2)					設計業務の会社に対する出資比率の決まりはございますでしょうか。ご教示願います。	設計業務の会社に対する出資比率の定めはありません。
008	008	第 4	2	(3)	カ				工事実績について、軟弱地盤処理工事（請負金額10億円以上）とは軟弱地盤処理工事を含む土木一式工事の請負金額が10億円以上でしょうか。それとも請負金額の内、軟弱地盤処理工事の内訳金額が10億円以上でしょうか。ご教示願います。また内訳金額の場合、証明資料はどのようにすればよろしいでしょうか。ご教示願います。	No. 1 及びNo. 4 の回答のとおりです。
009	008	第 4	2	(3)					構成員の出資比率の最小限度について、工事業務を実施する構成員が 2 者の場合は全体（設計業務を含む）の30％以上とありますが、この30％以上というのは工事業者が対象であり設計業者は対象外という考えでよろしいでしょうか。 例えば総額が60億円として、工事業務の代表企業が41.4億円（69％）、構成員が18億円（30％）、設計業者が0.6億円（1.0％）という考え方は問題ないでしょうか。ご教示願います。	問題ありません。
010	006	第 4	1						申請・入札・契約に関して 愛媛県に対する令和 5 ・ 6 年度入札参加資格申請及び特定調達契約に係る参加申請等は、代表者の代表取締役社長名で申請していますが、申請様式の中の「入札・契約等に係る権限を委任する支店・営業所等」で代表取締役社長から四国支店長に委任する旨を記載し、委任状も提出しています。（但し愛媛県からの各種「結果通知書」は代表取締役社長宛で通知されています。） つきましては、本件の申請書（JV協定書含む）・入札書・契約書等の一連の書類の代表者を受任者である四国支店長名ですることを考えていますが問題ないでしょうか。ご教示願います。	問題ありません。
011	008	第 4	2	(3)	カ				「一般競争入札参加要件確認基準日 から起算して過去 15 年間」について 1.一般競争入札参加要件確認基準日とは何年何月何日でしょうか。 2.また、過去15年間とは上記1.の質問でご回答頂いた日からいつまでか具体的な日付をご教示下さい。	一般競争入札参加要件確認基準日は、令和7年3月21日です。 過去15年間とは平成22年3月21日までです。
012	008	第 4	2	(3)	カ				軟弱地盤処理工事について、「軟弱地盤グラウト工事（薬液注入工法）」は軟弱地盤処理工事に含まれるのでしょうか。ご教示よろしくお願いいたします。	含まれます。
013	006	第 4	1					前文	共同企業体の結成において工事業務を担当する業者が 2 者、設計業務を担当する業者が 1 者の計 3 者の J V とする場合。 設計業者を入れた 3 者の J V 協定書（甲型）では、設計変更や数量の増減、業務分担及び責任の所在等に適さない内容がありモデル案の協定書をそのまま適用するのは難しいと思われます。 つきましては例えば工事業務を担当する 2 者が出資比率 70 ： 30 の J V 協定書（甲型）を締結し、その工事業務の J V 代表者と設計業者で乙型の J V 協定書を締結する。 （その場合、工事業者と設計業者の出資比率は明記されません） 以上のような方式は認められるでしょうか。ご教示願います。	構成員全員（全社）で共同企業体を結成していただく必要がありますので、御質問の事例の場合、甲型協定書（工事会社間）と乙型協定書（代表企業と設計者会社間）に加えて、3 者全員が当事者となる協定書が必要となります。

014	008	第 4	2	(3)	カ				入札説明書に関する質問への回答012番に関連して、コリンズには「軟弱地盤グラウト工事」を登録していますが、その他「高圧噴射攪拌（ジェットグラウト）」も同一工事で施工しております。 ①高圧噴射攪拌（ジェットグラウト）は軟弱地盤処理工事に含まれることで良いでしょうか。 ②高圧噴射攪拌をコリンズ登録していない場合でも、施工実績証明や内訳書等を申請時に提出すれば、軟弱地盤処理工事（請負金額10億円）の実績として判断していただけるのでしょうか。 ご教示よろしくお願い致します。	①については、御理解のとおりです。 ②については、コリンズへの登録を要件としているため、登録されていない工事については、実績として判断できません。
015	008	第 4	2	(3)	カ				軟弱地盤処理工事（請負金額10億円以上）について ①自社持分が20%以上である共同企業体の場合、共同企業体全体での地盤改良実績が10億円以上あればよろしいでしょうか。 ②それとも出資比率に応じた金額が10億円以上なければいけないでしょうか。 ご教示よろしくお願い致します。	①で問題ありません。
016	002	第 2	2						現状図と完成図をご提示お願い致します。	現状は、添付している写真のとおりです。個別現場説明会も予定しておりますので、その際、現状を把握していただくよう、お願いします。 完成図につきましては、参考資料として添付した、公有水面埋立免許変更申請書をご確認ください。
017	002	第 2	2	(2)					「事業敷地面積 314,000m2（概算値）」との記述がありますが、誤差はどれくらいとお考えかご教示願います。	埋立免許申請の際の全体の面積から、2工区の面積を控除した面積が314,000㎡（概算値）となりますが、全体の面積には護岸も含まれており、誤差（ 1 %程度）があるものと考えております。
018	003	第 2	2	(3)					「埋立土砂量（計画ベース）4,620,000m2」の記載がありますが、現時点での未完了の土砂量と、埋立て完了時期をご教示願います。	埋立土砂量（計画ベース）を満足する土砂量を搬入済みです。
019	003	第 2	2	(3)					埋立土砂量の記載がありますが、当工事で手時の地盤形状（平面形状、地盤高さ等）がどうなるかご教示願います。	個別現場説明の際に、地盤形状を確認していただくよう、お願いします。
020	003	第 2	2	(5)					「用途の変更：処分計画の変更を検討中」との記述がありますが、当工事の施工・工程・工期への影響は無い、との認識でよいかが教示願います。 また、影響がある場合は、変更契約対象との認識でよいかが教示願います。	影響はないとの認識で問題ありません。
021	004	第 2	6						基本計画における、事業期間（調査・設計・工事それぞれの期間）の設定根拠をご教示願います。	調査・設計・工事それぞれの期間は設定していません。
022	004	第 2	6						事業期間に、瀬戸内法に対する施設設置等に要する期間が考慮されているか否かご教示願います。 また、考慮されている場合、その月数をご教示願います。	瀬戸内法の規制にかかるかどうかは、提案される工法等に拠ると認識しておりますので、そうした期間は設定していません。
023	004	第 2	7						予定価格：6,448,919,000円の算出根拠（基本計画）の図面・仕様・工法・数量の内訳等をご提示願います。	各事業者の提案内容に影響を与えるため、提示することは考えておりません。
024	004	第 2	7						予定価格は記載がありますが、入札制限価格（下限価格）の有無をご教示願います。 また、有る場合にはその金額または算出方法をご提示願います。	入札（最低）制限価格は設定していません。
025	004	第 2	7						予定価格に、工事施工開始前の「事前測量」及び「地質調査」の費用が含まれているか否かご教示願います。 また、含まれている場合はその内訳をご提示願います。	設計・施工一括発注方式のため、必要と判断される場合、その旨提案していただき、契約金額の範囲で施工してください。
026	004	第 2	7						予定価格に、既存施設に対する事前対策工の費用が含まれているか否かご教示願います。 また、含まれている場合はその内訳をご提示願います。	設計・施工一括発注方式のため、必要と判断される場合、その旨提案していただき、契約金額の範囲で施工してください。
027	004	第 2	7						予定価格に不足土砂搬入に伴う費用、発生土の場外処分費用が含まれているか否かご教示願います。 また、含まれている場合はその内訳をご提示願います。	設計・施工一括発注方式のため、必要と判断される場合、その旨提案していただき、契約金額の範囲で施工してください。
028	004	第 2	7						予定価格に工事用道路（表層改良、砕石敷設、鉄板敷設等）の費用が含まれているか否かご教示願います。 また、含まれている場合はその内訳をご提示願います。	設計・施工一括発注方式のため、必要と判断される場合、その旨提案していただき、契約金額の範囲で施工してください。
029	004	第 2	7						予定価格に工事排水の処理費用が含まれているか否かご教示願います。 また、含まれている場合はその設備の仕様・処理水量・薬品量等の内訳をご提示願います。	設計・施工一括発注方式のため、必要と判断される場合、その旨提案していただき、契約金額の範囲で施工してください。
030	004	第 2	7						予定価格に沈下等の動態観測費用は含まれていますでしょうか。含まれている場合、内訳を提示していただきたい。	設計・施工一括発注方式のため、必要と判断される場合、その旨提案していただき、契約金額の範囲で施工してください。
031	005	第 3	2						事業者が実施すべき業務及び内容は、入札説明書別添資料 1「要求水準書」として提示しますが、要求水準書に記載のない業務及び内容は、変更契約対象と考えてよいかが教示願います。	設計・施工一括発注方式のため、必要と判断される場合、その旨提案していただき、契約金額の範囲で施工してください。
032	010	第 5	1						入札説明書等に関する質問等の受付期限とその回答公表の日付が記載されています。 回答公表以降のスケジュールが非常に短い日数となっていますが、回答の公表は最終日にまとめて行われるのか、随時順に行われるのかをご教示願います。	質問を受け付けた都度、回答しております。
033	011	第 5	3	(2)					参加要件確認書類の構成等に（部数を含む）との記述がありますが、記載されている参照する様式集に部数の記述がございません。 それぞれの書類の必要提出部数をご教示願います。	1 部御用意をお願いします。
034	012	第 5	4	(1)					個別現場説明会の実施を受けて、要求水準書に記載のない業務及び内容、疑義・条件変更等が生じた場合、それらは設計変更対象と考えてよいかが教示願います。	No.31の回答のとおりです。
035	016	第 5	6	(7)	セ				「予定価格を超える金額で入札した者の入札は無効とする」とあります。工事契約前には詳細の調査等が不可能な状況にあります。 工事契約後の調査・設計によって工事業務内容の詳細が確定していくうちに、予定価格を超える金額になる可能性があります。その場合、金額は変更していただけたらと考えてよいか、ご教示願います。	土質調査結果を参考資料として提示しておりますが、それを踏まえて更なる調査が必要かどうか提案者のほうで判断していただきたいと考えております。 なお、変更契約の対象となるケースは、No.31のとおりです。